輸入非食用動物製品のリスクレベルと検査・検疫監督措置一覧

| **カテゴリ** | **製品** | **リスクレベル** | **検査・検疫監督措置** |
| --- | --- | --- | --- |
| 肌 | 生皮および生皮（生皮、乾燥皮、塩漬け湿った皮、塩漬け皮、塩漬け乾燥皮、両生類および爬虫類を除く） | レベルI | 輸出国または地域の規制制度の評価、海外生産、加工、保管企業の登録; 入国前に「入国動植物検疫許可」を取得し、入国時に検疫証明書を検査し、検査および検疫を実施する必要がある。入国後は指定企業で保管され、検査と検疫の監督を受ける。 |
| 両生類と爬虫類の皮 | レベルⅡ | 輸出国または地域の規制制度の評価、海外生産・加工・保管企業の登録、入国前に「入国動植物検疫許可証」を取得し、入国時に検査・検疫を実施する必要がある。 |
| 生皮（pH14以上の環境で2時間以上処理）、漬け込み皮（pH2以下の環境で1時間以上処理）等で加工された動物のなめし皮同等の方法;動物の皮をなめす（関連する動物の病気が蔓延している地域） | レベルⅢ | 輸出国または地域の規制制度の評価、海外生産・加工・保管企業の登録、入国時の検疫証明書の検査、検査・検疫の実施。 |
| なめした動物の皮(関連する動物疾患の流行地域ではない) | レベルIV | 入国時に検査と隔離が実施されます。 |
| ウールと繊維 | 原毛、未加工ダウン、未洗浄の羽毛とダウン、未加工の動物の毛と尾 | レベルI | 輸出国または地域の規制制度の評価、海外生産、加工、保管企業の登録; 入国前に「入国動植物検疫許可」を取得し、入国時に検疫証明書を検査し、検査および検疫を実施する必要がある。入国後は指定企業で保管され、検査と検疫の監督を受ける。 |
| 羊毛とビロードを洗い、羽毛と羽毛を洗い、馬と牛（たてがみ）と尾の毛を洗い、豚の毛を茹で、羊毛の糸くずを洗います。 | レベルⅢ | 輸出国または地域の規制制度の評価、海外生産・加工・保管企業の登録、入国時の検疫証明書の検査、検査・検疫の実施。 |
| 脱脂または染色された装飾羽毛、ダウン、炭化ウール、カードウール、生糸; | レベルIV | 入国時に検査と隔離が実施されます。 |
| 蹄の骨の角度 | 加工されていない、または主に加工された有蹄類、げっ歯類および鳥類の骨、ひづめおよび角 | レベルI | 輸出国または地域の規制制度の評価、海外生産、加工、保管企業の登録; 入国前に「入国動植物検疫許可」を取得し、入国時に検疫証明書を検査し、検査および検疫を実施する必要がある。入国後は指定企業で保管され、検査と検疫の監督を受ける。 |
| カバおよびその他の動物の歯、脱脂済み（80℃以上で30分以上処理）、動物（両生類および爬虫類を除く）の骨、ひづめ、角 | レベルⅡ | 輸出国または地域の規制制度の評価、海外生産・加工・保管企業の登録、入国前に「入国動植物検疫許可証」を取得し、入国時に検査・検疫を実施する必要がある。 |
| 両生類および爬虫類の骨、貝殻、角、鱗、骨油 | レベルⅢ | 輸出国または地域の規制制度の評価、海外生産・加工・保管企業の登録、入国時の検疫証明書の検査、検査・検疫の実施。 |
| マンモスの歯などの動物の骨、蹄、角、歯の化石、動物の骨、ひづめ、角、歯を深く加工して作られた文化財、動物の角を加工したすり鉢、ティースプーン、櫛、靴べら、その他の動物の角製品 | レベルIV | 入国時に検査と隔離が実施されます。 |
| グリース | 未加工の動物（両生類および爬虫類を除く）の脂肪組織およびその低温圧搾油、BSEリスクが無視できる国または地域からの非高温精製反芻動物油 | レベルI | 輸出国または地域の規制制度の評価、海外生産、加工、保管企業の登録; 入国前に「入国動植物検疫許可」を取得し、入国時に検疫証明書を検査し、検査および検疫を実施する必要がある。入国後は指定企業で保管され、検査と検疫の監督を受ける。 |
| ラノリン;高温（80℃以上で少なくとも30分間）精製された動物性脂肪（ BSEリスクが無視できる国または地域における高温精製された反芻動物の脂肪を除く） 、両生類および爬虫類の脂肪 | レベルⅢ | 輸出国または地域の規制制度の評価、海外生産・加工・保管企業の登録、入国時の検疫証明書の検査、検査・検疫の実施。 |
| 高温（80℃以上、30分以上）で精製された両生類・爬虫類油脂 | レベルIV | 入国時に検査と隔離が実施されます。 |
| 剥製術 | 保存された動物標本 | レベルIV | 入国時に検査と隔離が実施されます。 |
| 蚕製品 | 蚕の生繭、蚕の蛹、切断繭、長い唾、停滞頭 | レベルI | 輸出国または地域の規制制度の評価、海外生産、加工、保管企業の登録; 入国前に「入国動植物検疫許可」を取得し、入国時に検疫証明書を検査し、検査および検疫を実施する必要がある。入国後は指定企業で保管され、検査と検疫の監督を受ける。 |
| ルオミアン | レベルⅢ | 輸出国または地域の規制制度の評価、検疫証明書の検査および入国時の検査および検疫の実施 |
| 生糸 | レベルIV | 入国時に検査と隔離が実施されます。 |
| 蜂製品 | 生ハニカム、ミツロウ、プロポリス | レベルⅡ | 輸出国または地域の規制制度の評価、海外生産・加工・保管企業の登録、入国前に「入国動植物検疫許可証」を取得し、入国時に検査・検疫を実施する必要がある。 |
| その他の蜂製品 | レベルⅢ | 輸出国または地域の規制制度の評価、検疫証明書の検査および入国時の検査および検疫の実施。 |
| 水産物 | 未加工または一次加工された水産物およびエビ殻、カニ殻、ハマグリ殻などの水生動物副産物 | レベルⅡ | 輸出国または地域の規制制度の評価、海外生産・加工・保管企業の登録、入国前に「入国動植物検疫許可証」を取得し、入国時に検査・検疫を実施する必要がある。 |
| 魚の皮、骨、鱗、油、軟体の油。 | レベルⅢ | 輸出国または地域の規制制度の評価、検疫証明書の検査および入国時の検査および検疫の実施。 |
| 加工された貝殻、エビの殻、カニの殻およびその他の水生動物の副産物およびその製品; 真珠およびその製品; | レベルIV | 入国時に検査と隔離が実施されます。 |
| その他の非食用動物製品 | 未加工または主に加工された動物の内臓、組織および消化液 | レベルI | 輸出国または地域の規制制度の評価、海外生産、加工、保管企業の登録; 入国前に「入国動植物検疫許可」を取得し、入国時に検疫証明書を検査し、検査および検疫を実施する必要がある。入国後は指定企業で保管され、検査と検疫の監督を受ける。 |
| BSE リスクが無視できる国または地域からの動物由来の肥料、非 BSE 由来の骨接着剤 | レベルⅡ | 輸出国または地域の規制制度の評価、海外生産・加工・保管企業の登録、入国前に「入国動植物検疫許可証」を取得し、入国時に検査・検疫を実施する必要がある。 |
| カゼインなどの高度に加工または精製された乳由来製品、コンドロイチン硫酸、二塩基性リン酸カルシウム、胆汁酸塩などの高度に加工または精製された動物由来の副産物、およびその他の動物由来のゼラチン（BSEリスクが無視できる国ではない国を除く）または地域の牛や羊由来の骨接着剤） | レベルⅢ | 輸出国または地域の規制制度の評価、検疫証明書の検査および入国時の検査および検疫の実施。 |
| 科学研究用の化学的に変性された動物の組織および臓器。科学研究用の工業用ゼラチン。 | レベルIV | 入国時に検査と隔離が実施されます。 |

**述べる：**

1. レベル II 以下のリスクを持つ製品は、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの伝染病の規制の対象ではありませんが、口蹄疫を含む関連する動物の病気などの OIE コードなどの獣医学の健康要件に準拠する必要があります。 、鳥インフルエンザ、牛結節性皮膚病、羊痘およびヤギ痘、アフリカ豚コレラおよび豚コレラ。

2. BSE リスクが無視できる国または地域は、税関総局によって評価および決定されるものとする。

3. 関連する製品の定義:

ウールの抜け毛とは、原毛が高温と酸で処理された後、特に炭化および除草プロセスの後に梳かされた切れ毛や抜け毛を指します。

長紡糸とは、製糸工程で蚕の繭から取り出した乱雑な絹繊維を加工した製糸原料のことを指します。

知頭とは、蚕の繭を巻き取った後に残る蛹の内皮を加工、選別した製糸原料のことを指します。

ノイルとは、製糸原料（長繊維、ラグ繊維など）を精製し、丸く梳いて長繊維を取り出した後に残った短い繊維のことを指します。

生糸とは、蚕の繭を巻き取ったもの（絹を80℃の温水で煮るなど）を指します。

4. このリストは、入国検疫の承認やその他の作業の際の参考および動的調整のためのものです。